

もしも滞納してしまったら…

市税を納期限までに納めていただけないと滞納となります。滞納すると、督促状などの送付により、早く納付していただくよう催促します。

それでも納付いただけない場合は、その方の財産(給料・預貯金・不動産・動産等)を差し押さえ、差し押さえた財産を公売・取立てし、市税に充当するという滞納処分を行うこととなります。

また、納期限を過ぎると、納期限内に納付した方との公平を保つために市税(本税)のほかに延滞金を負担していただくこととなります。滞納に伴う財産調査や滞納処分により信用上の不利益等を被る可能性もありますので、一人ひとりが納期限内の納付を心がけてください。

なお、納めることができない事情のある方は、納税課にご相談ください。

◇ 督促状・催告書

納期限を過ぎても納付されない場合には、督促状を発送しています。

督促状が送付されても納付がない場合には、法律の定めにより財産を差し押さえなければなりません。

なお、差し押さえを行う前に、催告書などによって納付の催促をする場合もあります。

◇ 延滞金

滞納すると、本来納めるべき税金に下記の割合を乗じて計算した延滞金の納付義務が発生します。

	納期限の翌日から1ヶ月を過ぎるまでの期間	納期限の翌日から1ヶ月を過ぎた日から納付日までの期間
① H25.12.31 以前	年4.3%	年14.6%
② H26.1.1 以降	年2.9%[平成26年12月31日まで] (特例基準割合(※)+1%か、7.3%のいずれか低い割合)	年9.2%[平成26年12月31日まで] (特例基準割合(※)+7.3%か、14.6%のいずれか低い割合)
③ H27.1.1 以降	年2.8%[平成28年12月31日まで] (特例基準割合(※)+1%か、7.3%のいずれか低い割合)	年9.1%[平成28年12月31日まで] (特例基準割合(※)+7.3%か、14.6%のいずれか低い割合)
④ H29.1.1 以降	年2.7%[平成29年12月31日まで]	年9.0%[平成29年12月31日まで] (特例基準割合(※)+7.3%か、14.6%のいずれか低い割合)
⑤ H30.1.1 以降	年2.6%[令和元年12月31日まで] (特例基準割合(※)+1%か、7.3%のいずれか低い割合)	年8.9%[令和元年12月31日まで] (特例基準割合(※)+7.3%か、14.6%のいずれか低い割合)

(※) 特例基準割合は、各年の前々年10月から前年9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。

